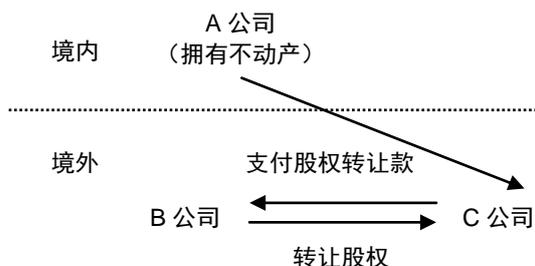


## 内保外贷业务外汇操作的新动向研究

近年来,随着中国企业不断“走出去”,以及中国境内企业经济实力的大幅提升,内保外贷业务在实务中不断涌现,由此对原有的内保外贷业务监管规定提出了新的要求。在外汇管理不断“简政放权”以及资本项目进一步开放的大背景下,国家外汇管理局于 2014 年 05 月 19 日正式发布《[关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知](#)》(汇发〔2014〕29 号,以下简称“29 号文”),公布了《跨境担保外汇管理规定》(以下简称“《规定》”)和《跨境担保外汇管理操作指引》(以下简称“《指引》”),并已于 2014 年 06 月 01 日起生效。在“29 号文”施行前,内保外贷的外汇操作主要受制于《[境内机构对外担保管理办法](#)》、《[境内机构对外担保管理办法实施细则](#)》(现已失效)、《[外债管理暂行办法](#)》以及《[国家外汇管理局关于境内机构对外担保管理问题的通知](#)》(以下简称“39 号文”)(现已失效)等法律、法规(以下合称“《旧规定》”)。律师在本文中以工作中遇到的一个案件为例,讨论内保外贷业务的新发展,以及可能对实务操作的影响。

### 一、案件分析

A 公司为一家境内的外商投资企业,在中国境内拥有不动产;B 公司为一家日本企业,持有另外一家中国公司 30% 的股权,B 公司因内部战略调整,准备将这 30% 的股权受让(另外,B 公司还被境内其他机构持股);C 公司为一家中国香港的企业,有意受让这 30% 的股权,向 B 公司支付股权转让款。就该笔股权转让款,A 公司以其拥有的不动产为 C 公司担保,A 公司与 C 公司之间无股权、资本以及关联关系。在该案中,债权、债务及担保关系如下图所示:



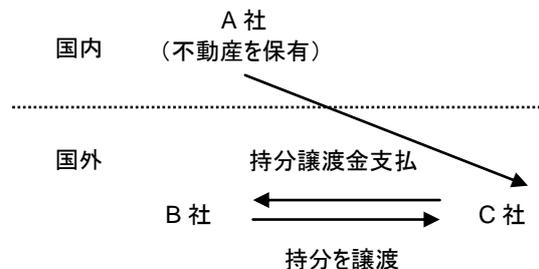
该案是一个典型的内保外贷案件,该案依据《旧规定》和现行政策的对比分析如下:

## 国内保証国外貸付業務の外貨処理に関する新動向の研究

ここ数年、中国企業が続々と海外へ進出し、中国国内企業の経済的実力が大きく向上するに連れ、国内保証国外貸付業務が実務において頻繁に生じるようになり、このため、これまでの国内保証国外貸付業務監督管理規定に対し新たな要求が提起されるようになった。外貨管理の「行政の簡素化、権限の委譲」および資本項目の更なる開放という大きな情勢を背景に、国家外貨管理局は 2014 年 5 月 19 日に「[『クロスボーダー保証外貨管理規定』の公布に関する通知](#)」(匯發[2014]29 号、以下「29 号文」という)を正式に発表し、「クロスボーダー保証外貨管理規定」(以下「規定」という)および「[クロスボーダー保証外貨管理処理ガイド](#)」(以下「ガイド」という)を公布し、既に 2014 年 6 月 1 日から発効している。「29 号文」の施行前、国内保証国外貸付の外貨処理は主に「[国内機構对外保証管理弁法](#)」、「[国内機構对外保証管理弁法実施細則](#)」(既に失効している)、「[外債管理暫定弁法](#)」および「[国家外貨管理局の国内機構の对外保証管理事項に関する通知](#)」(以下「39 号文」という)(既に失効している)などの法令(以下「旧規定」と総称する)の制約を受けていた。本文では、筆者が業務において遭遇した一つの案件を例に、国内保証国外貸付業務の新たな発展、および実務処理に及ぼすと思われる影響を検討する。

### 一、案件分析

A 社は国内の外商投資企業であり、中国国内に不動産を保有している。B 社は日本企業であり、別の中国会社一社の 30% の持分を保有している。B 社は内部戦略の調整により、当該 30% 持分の譲渡を行う予定である(なお、B 社は更に中国国内のその他の機構にも持分を保有されている)。C 社は中国香港の企業であり、当該 30% 持分を譲り受ける意向があり、B 社に対し持分譲渡金を支払う。当該持分譲渡金について、A 社は自己の保有する不動産をもって、C 社のために B 社へ保証を提供する。A 社と C 社の間には持分、資本および関連会社の関係はない。本件において、債権、債務および保証の関係は以下の図のとおりである。



本件は一つの典型的な国内保証国外貸付案件であり、本件に関する「旧規定」と現行政策の対比分析を以下に行う。

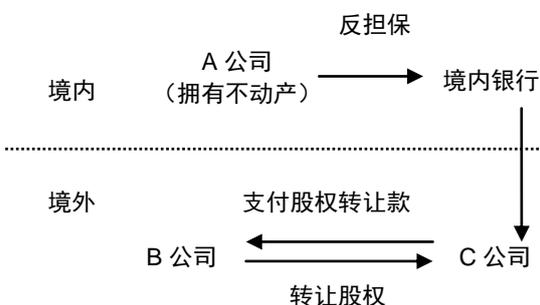
## 1. 基于《旧规定》的操作方法

如果将该案放在《旧规定》框架下讨论，显然，由A公司直接为C公司担保，在外汇操作方面存在根本障碍。这是因为，根据“39号文”第14条之规定，担保人为企业时，被担保人须为担保人按照规定程序在境外设立、持股或间接持股的企业。而在该案中，C公司与A公司并没有股权关系，该内保外贷业务无法操作。为此，在《旧规定》框架下，该案可能的解决方案如下：

A公司请求境内银行为C公司担保，A公司以其拥有的不动产进行抵押，办理反担保。银行提供对外担保根据属于“融资性对外担保”还是“非融资性对外担保”，有所区别。根据“39号文”第一条第3、4款的规定，融资性对外担保，是指担保项下主合同具有融资性质的对外担保，包括但不限于为借款、债券发行、融资租赁等提供的担保，以及国家外汇管理局认定的其他对外担保形式。除融资性对外担保以外的其他形式的对外担保为非融资性对外担保。我们理解，该案中的股权转让款支付属于非融资性对外担保。

根据“39号文”第十一条的规定，银行提供非融资性对外担保，其被担保人或受益人至少有一方应为在境内依法注册成立的法人，或至少有一方应为由境内机构按照规定在境外设立、持股或间接持股的机构。因为受益人B公司与境内其他机构具有持股关系，符合了受益人由境内机构持股的规定，因此在该案中银行可以提供非融资性对外担保。

示意图如下：



上述方法虽然实现了该笔股权转让款的内保外贷，但是却存在诸多不便之处。例如，通过银行办理反担保，无疑会增加股权转让的资金和时间成本，提高企业实现内保外贷的难度。该等问题的不断出现促使了内保外贷外汇操作的改革。

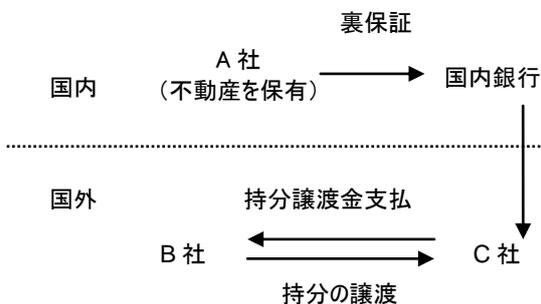
## 1. 「旧规定」に基づく処理方法

本件を「旧規定」の枠組みで議論するならば、A社が直接C社のために保証を提供することは、明らかに外貨処理の面で根本的な障害が存在する。その理由は、「39号文」第14条の規定によれば、保証人が企業である場合、被保証人は、必ず保証人が定められた手順に基づいて国外で設立し、持分保有または間接的に持分を保有する企業でなければならないとされているのだが、本件では、C社とA社は持分関係がないため、当該国内保証国外貸付業務は処理できない。よって、「旧規定」の枠組みにおいては、本件で採りうる解決方法は以下のとおりとなる。

A社は国内銀行に対しC社のために保証を提供することを求め、A社は自己の保有する不動産に抵当権を設定し、裏保証手続きを行う。銀行が提供する对外保証は、それが「融資性对外保証」であるのか、それとも「非融資性对外保証」であるのかによって異なる。「39号文」第一条第3、4項の規定によれば、融資性对外保証とは、保証項目における主契約が融資的性質を具備する对外保証を指し、借入金、債権発行、ファイナンスリースなどのために提供する保証、および国家外貨管理局が認定したその他の对外保証形式を含むが、これらに限らない。融資性对外保証以外のその他の形式の对外保証は非融資性对外保証となる。筆者の理解では、本件における持分譲渡金の支払いは非融資性对外保証に該当する。

「39号文」第十一条の規定によれば、銀行が提供する非融資性对外保証は、その被保証人または受益者の少なくとも一方が国内で法に則り登録成立した法人であるか、あるいは少なくとも一方は国内機構が規定に則り国外で設立し、持分保有または間接的に持分を保有する機構でなければならない。受益者であるB社は国内のその他の機構と持分関係にあることから、受益者は国内機構が持分を保有する機構であるとの規定に合致するため、本件において銀行は非融資性对外保証を行うことができる。

図で示すと以下のとおりである。



上述の方法は本件持分譲渡金の国内保証国外貸付を実現しているが、不便な点が多く存在する。例えば、銀行を通じた裏保証手続きは、持分譲渡に伴う資金および時間のコストを増加させ、企業の国内保証国外貸付の難度を上げるものであることは明らかである。この種の問題が多々生じたため、国内保証国外貸付外貨処理の改革を促すことになった。

## 2. 基于现行政策的操作方法

首先，在现行的政策下，已不再区分融资性担保和非融资性担保，按照统一的政策进行管理。其次，“29号文”已取消担保人与被担保人具有上述股权关系的要求。根据《指引》第一部分第二条的规定，外汇局按照真实、合规原则对非银行机构担保人的登记申请进行程序性审核，并为其办理登记手续。因此，通常来说，只要该等对外担保具有商业合理性，即可以在外汇局办理登记手续。该案的对外担保属于物权担保，因此，需要同时符合“29号文”有关物权担保的相关规定。

## 二、内保外贷业务其他外汇操作的新发展

除该案中表现出来的对担保人与被担保人关联关系以及“融资性担保”和“非融资性担保”的区分革新外，“29号文”还在界定、审批、生效及额度控制等多方面带领内保外贷业务外汇操作进入全新时代。

### 1. 内保外贷的界定清晰、明确

讨论内保外贷业务的界定重点在于，可被认可的担保以及从事该业务的主体。在《旧规定》项下，没有明确界定内保外贷，并且对外担保认定主要着眼于形式，只有保证、抵押和质押等明确担保方式适用于内保外贷业务，并非实质判断一项担保是否为对外担保。而“29号文”明确指出内保外贷为对外担保的一种形式，只需担保人对债权人做出具有法律约束力的承诺，并且该等承诺可能导致资金跨境收付或资产所有权跨境转移等国际收支交易。这将以前一些并不明确的担保方式纳入内保外贷业务的管理。

另外，在“29号文”颁布以前，虽未明确禁止个人从事内保外贷业务，但是没有规定个人进行跨境担保如何审批或登记，所以难以在外汇局办理相关审批、登记手续，由此，其在中国的司法实践中的法律效力存在质疑。**“29号文”明确规定个人可以作为内保外贷的担保人，并参照非银行机构<sup>1</sup>进行管理。**

当然，上述案件的担保形式属于典型的抵押担保，但是在实践中，对外担保的形式是复杂多样的，现行规定将很多非典型的担保纳入内保外贷业务的管理，例如资产回购担保等形式。在“29号文”颁

## 2. 现行政策に基づく処理方法

第一に、現行政策においては、既に融資性保証と非融資性保証の区分はなく、統一的な政策に基づいた管理が行われている。第二に、「29号文」は既に前述の保証人と被保証人との持分関係に関する要求を廃止している。「ガイド」第一部分第二条の規定によれば、外貨管理局は真実、規則との合致の原則に基づいて非銀行機構である保証人の登記申請に対し手順上の審査を行った上、それに対し登記手続きを行う。このため、通常では、当該対外保証が商業上の合理性を備えてさえいれば、外貨管理局において登記手続きを行うことができる。本件の対外保証は物的保証に該当するため、同時に「29号文」の物的保証に関する規定にも合致しなければならない。

## 二、国内保証国外貸付業務のその他の外貨処理に関する新たな発展

本案件において示した保証人と被保証人との関連関係および「融資性保証」と「非融資性保証」の区分に関する改革以外にも、「29号文」は定義、審査許可、発効および限度額規制などの多くの面で国内保証国外貸付業務の外貨処理を新たな時代へと導いた。

### 1. 国内保証国外貸付の定義がハッキリと明確にされた

国内保証国外貸付業務の定義を検討する際の重点は、認められる保証および当該業務に従事する主体にあるといえる。「旧規定」においては、国内保証国外貸付を明確に定義しておらず、対外保証の認定は主として形式に着目し、保証、抵当および質権設定などの明確な保証方式だけが国内保証国外貸付業務に適用され、問題の保証が対外保証であるかの実質的な判断は行われなかった。一方の「29号文」では、国内保証国外貸付は対外保証の一つの形式であることが明確に示されており、保証人は債権者に対し法的拘束力を具備した承諾を行い、且つ当該承諾が資金のクロスボーダー決済または資産所有権のクロスボーダー移転などの国際収支取引にかかわることだけが条件となっている。これにより以前は明確にされていなかった保証方式が国内保証国外貸付業務の管理に含まれることとなった。

この他にも、「29号文」公布前、個人の国内保証国外貸付業務への従事は明確に禁止されてはなかったが、個人のクロスボーダー保証についての審査許可または登記の方法が定められていなかったため、外貨管理局で審査許可、登記手続きを行うことが困難であった。このため、中国の司法実務におけるその法的効力には疑義が存在した。「29号文」では、**個人は国内保証国外貸付の保証人となることができ、非銀行機構<sup>1</sup>に準じて管理を行うことを明確に定めた。**

なお、前述の案件における保証形式は典型的な対外保証であるが、実務においては、対外保証の形式は複雑多様であり、現行規定は多くの典型的でない保証を国内保証国外貸付業務の管理に含めている。例えば、

<sup>1</sup> 根据“29号文”第九条的规定，“非银行机构”具体指非银行金融机构或企业。

<sup>1</sup> 「29号文」第九条の規定によれば、「非銀行機構」とは、具体的には非銀行金融機関または企業を指す。

布以前，在上述案件中引入个人担保是不具有可行性的，但是目前如果实际操作有需要，引入个人担保也是考虑的方向之一。

## 2. 取消事前的行政审批和额度控制

- 根据“39号文”，中国境内的银行（保险公司参照银行管理）从事融资性担保每年需要向外汇局申请对外担保余额指标，而没有进行额度管理的非银行金融机构和一般企业进行对外担保原则上需要事前逐笔核准。**“29号文”取消了该等以额度控制为目的的事前行政审批，**银行作为担保人的，由担保人通过数据接口程序或其他方式向外汇局报送内保外贷业务相关数据；而境内非银行金融机构和企业签订担保合同后 15 个工作日内到所在地外汇局办理内保外贷签约登记手续即可。
- 《指引》第二条第（二）款第 2 项规定，**事后登记的标准是依据“真实、合规原则对非银行机构担保人的登记申请进行程序性审核”，**而“外汇局对担保合同的真实性、商业合理性、合规性及履约倾向存在疑问的，有权要求担保人作出书面解释。”只有当“担保人解释明显不成立”时，才可以决定不受理登记申请，并应向担保人书面说明原因。
- 从额度角度看，在《旧规定》下，除上述提及的银行提供融资性对外担保的额度控制外，非银行金融机构与银行机构要求相同，同时要求企业对外担保余额不得超过净资产的 50%。在“29号文”项下，内保外贷业务已经取消了额度限制。

总的来说，这将大大提高内保外贷业务的确定性。例如，上述案件即使不因资格限制存在障碍，A 公司也需要在签订内保外贷合同前到外汇局办理审批，由于审批时间具有不确定性，可能会导致商业交易的失败。**目前的情况，A 公司作为非银行担保人从事内保外贷业务无需逐笔申报，也没有额度的限制，只需在签订内保外贷合同后 15 个工作日内到外汇局办理内保外贷签约登记手续；如果发生担保履约，A 公司应该到外汇局办理对外债权登记手续。**另外，取消额度控制也避免了因额度不足而产生的不能实现对外担保的问题。但是需要说明的是，就上述案件而言，A 公司向 B 公司履行担保后，C 公司没有偿还 A 公司该等付款的情况下，A 公司不能再次从事内保外贷业务。

資産の買戻し保証などの形式である。「29号文」の公布前は、前述の案件において個人保証を導入することは実行不能であったが、現在は実務において必要があれば、個人保証の導入も考慮する方向の一つである。

## 2. 事前の行政審査許可および限度額規制の廃止

- 「39号文」によれば、中国国内の銀行（保険会社については銀行に対する管理に準じる）の融資性保証への従事は毎年外貨管理局に対し**対外保証残高指標の申請を行わなければならない**、限度額管理を行わない非銀行金融機構および一般企業が対外保証を行う場合には、原則としてその都度、事前認可を必要とした。**「29号文」はこれらの限度額の規制を目的とした事前行政審査許可を廃止し、**銀行が保証人である場合は、保証人がデータインターフェースプログラムまたはその他の方式を通じて外貨管理局に対し国内保証国外貸付業務関連データを申告する。また、国内非銀行金融機構および企業は保証契約締結後 15 業務日以内に所在地外貨管理局にて国内保証国外貸付契約締結登記手続きを行えばよい。
- 「ガイド」第二条第（二）項第 2 号の規定によれば、**事後登記の基準は「真实、規則との合致の原則に基づいて非銀行機構である保証人の登記申請に対し手順上の審査を行う」ことであり、**「外貨管理局が保証契約の真实性、商業上の合理性、規則との合致性および契約履行の傾向について疑問がある場合、保証人に対し書面説明の提出を要求することができる」。「保証人の説明が明らかに成立しない」場合に限り、登記申請の不受理を決定することができ、保証人に対し書面にて原因を説明しなければならない。
- 限度額の点から見れば、「旧規定」では、上述した銀行の融資性対外保証提供に関する限度額規制を除き、非銀行金融機構と銀行機関の要求は同じであり、また企業に対しては対外保証残高が純資産の 50%を超えないことを要求している。「29号文」では、国内保証国外貸付業務は既に限度額規制を廃止している。

全体としては、これは国内保証国外貸付業務の確実性を大幅に引き上げた。例えば、前述の案件でたとえ資格制限による障害が存在しなかったとしても、A 社は国内保証国外貸付契約の締結前に外貨管理局にて審査許可手続きを行わなければならない、審査許可時間に不確実性が存在するために、商業取引が失敗するおそれがある。**現在の状況においては、A 社が非銀行保証人として国内保証国外貸付業務に従事する際には、都度の申告は必要なく、限度額の規制もなく、国内保証国外貸付契約締結後 15 業務日以内に外貨管理局にて国内保証国外貸付契約締結登記手続きを行うだけでよい。保証義務の履行が発生した場合、A 社は外貨管理局にて対外債権登記手続きを行わなければならない。**この他、限度額規制の廃止も限度額不足に起因した対外保証実現不能の問題を回避することとなる。なお、前述の案件において、A 社が B 社に対し保証義務を履行した後、C 社が A 社の当該支払金額を弁済してい

ない状況において、A社は新たな国内保証国外貸付業務に従事することができないことに注意が必要である。

### 3. 取消内保外贷合同的生效条件

《境内机构对外担保管理办法》第十七条明确规定：“担保人未经批准擅自出具对外担保，其对外出具的担保合同无效。”《境内机构对外担保管理办法实施细则》第四十八条规定：“按照本细则规定应当由外汇局审批的对外担保，如担保人未经批准擅自出具对外担保，其对外出具的担保合同无效。”因此，需要事前审批的对外担保未得到批准的，在司法实践中一直被认定为无效。**根据“29号文”，一方面事前审批已经被废除，另一方面其第二十九条明确规定：“外汇局对跨境担保合同的核准、登记或备案情况以及本规定明确的其他管理事项与管理要求，不构成跨境担保合同的生效要件”。**因为内保外贷合同属于当事人意思自治的结果，不宜由政府部门通过公权力进行干预，现行规定更加合理。

在上述案件中，内保外贷合同的生效以审批为前提条件，外汇管理部门审批流程复杂，审批时间长，则会很大程度造成合同生效难，内保外贷业务难以实现。

### 4. 取消了债务人和担保人的资格限制

除前述案件所体现出的从事内保外贷业务的担保人与被担保人必须具有股权关系外，原对债务人和担保人的一些财务要求也予以取消。“39号文”规定：（1）境内企业作为对外担保中的担保人必须达到一定的资产负债比例；（2）非银行金融机构和企业对外担保的，被担保人需要达到一定的净资产比例和一定的盈利能力。**“29号文”取消了上述限制，也就是说一般企业提供对外担保，对境内担保人和境外被担保人已没有了资产负债比例或是盈利能力的要求。**根据现行规定，内保外贷业务已不再限制担保人和债务人的资格，除普遍适用于所有机构的一般性限制条款（例如资金用途的限制）外，已不再要求A公司与C公司具有股权关系，以及A公司和C公司的资产负债比例等财务指标。

## 三、现行内保外贷外汇政策带来的问题与挑战

基于上述分析，可以清晰地看出内保外贷业务的革新给银行和企业带来了融资和操作的便利，虽

### 3. 国内保証国外貸付契約の発効条件の廃止

「国内機構対外保証管理弁法」第十七では、「保証人が許可を得ずに無断で対外保証を提供した場合、その対外的に発行した保証契約は無効とする。」と明確に規定されている。「国内機構対外保証管理弁法実施細則」第四十八条では、「本細則の規定に従い外貨管理局の審査許可を受けなければならない対外保証について、保証人が許可を得ずに無断で対外保証を提供した場合、その対外的に発行した保証契約は無効とする。」と明確に規定されている。よって、事前の審査許可を必要とする対外保証が許可を得ていない場合、司法実務においては一貫して無効と認定されてきた。「29号文」では、一つには事前の審査許可は既に廃止され、もう一つにはその第二十九条において、「**外貨管理局のクロスボーダー保証契約に対する認可、登記または届出状況および本規定で明確にしたその他の管理事項と管理要求は、クロスボーダー保証契約の発効要件を構成しない。**」と明確に規定している。国内保証国外貸付契約は当事者の意思自治の結果であることから、政府部門が公権力を通じて介入することは望ましくなく、現行規定はより合理的となった。

前述の案件においては、国内保証国外貸付契約は、審査許可を取得することが契約発効の前提条件となっており、外貨管理部門の審査許可手順が複雑で、審査許可時間が長いことから、契約発効の大きな障害となり、国内保証国外貸付業務の実現を困難なものにしていた。

### 4. 債務者および保証人の資格制限を廃止した

前述の案件で示した国内保証国外貸付業務に従事する保証人と被保証人とが持分関係を有するとの要求以外にも、これまでの債務者および保証人についての一部の財務上の要求も廃止された。「39号文」では、（1）国内企業が対外保証における保証人となる場合は一定の負債比率を満たさなければならない、（2）非銀行金融機構および企業が対外保証を行う場合、被保証人は一定の純資産比率および一定の利益力を満たさなければならないと規定されていた。「29号文」では上記規制を廃止し、**即ち、一般企業が対外保証を提供する際、国内保証人と国外被保証人の負債比率または収益力に関する要求がなくなった。**現行規定では、国内保証国外貸付業務は以後、保証人と債務者に関する資格について制限を設けず、全ての機構に普遍的に適用される一般的な制限条項（例えば資金用途に関する制限）の他は、以後、A社とC社との持分関係、およびA社とC社の負債比率などの財務指標を要求されることはない。

## 三、現行の国内保証国外貸付外貨政策がもたらす問題と挑戦

上述の分析により、国内保証国外貸付業務の革新が銀行および企業に与える融資および実務操作上の利

然如此，“29号文”尚没有解决关于内保外贷业务的所有问题。例如，根据“29号文”，境内非银行金融机构提供内保外贷，需要“按照行业主管部门规定，具有相应担保业务经营资格”。但是很多非银行金融机构的担保业务并未被列入需经中国银行业监督管理委员会批准的业务范围，因此，实践操作中，外汇局如何判断非银行金融机构是否具有内保外贷的业务资格，仍有待明确。

另外，法律、法规的衔接也存在问题。外汇局废止了其2001年发布的转发和执行《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国担保法〉若干问题的解释》的通知，明确了违规签署的对外担保合同并不直接导致合同无效。但是《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国担保法〉若干问题的解释》中关于“未经国家有关主管部门批准或登记对外担保的，对外担保合同无效”的规定尚未被最高人民法院废除，后续有关“违规签署的对外担保合同”的法律效力问题，还有待法院方面进一步澄清。

综上所述，“29号文”降低了内保外贷业务要求和监管力度，为金融机构和企业的对外业务提供了便利。建议相关企业予以适当关注，并在业务必要的情况下予以妥当利用。

（里兆律师事务所 2014年08月22日编写）

便を明確に確認することができるが、「29号文」が国内保証国外貸付業務に関する全ての問題を解決したわけではない。例えば、「29号文」では国内非銀行金融機構が国内保証国外貸付を提供する場合、「業界主管部門の規定に照らして然るべき保証業務経営資格を具備しなければならない」としているが、多くの非銀行金融機構の保証業務は中国銀行業监督管理委员会の許可を必要とする業務範囲に含まれておらず、実務において、非銀行金融機構の国内保証国外貸付に伴う業務資格の有無を外貨管理局がどのように判断するかについては、明確にされるのを待たなければならない。

この他、法律、法規の関連においても問題が存在する。外貨管理局は自らが2001年に公布した「『中華人民共和国保証法』の適用に伴う若干事項に関する最高人民法院の解釈」の配布および実施に関する通知を廃止して、規則に違反して締結された対外保証契約が直ちに契約無効とならないことを明確にしたが、「『中華人民共和国保証法』の適用に伴う若干事項に関する最高人民法院の解釈」における「国の関係主管部門の許可または登記を受けていない対外保証については、対外保証契約を無効とする」との規定は未だ最高人民法院に廃止されておらず、今後の「規定に違反して締結した対外保証契約」に関する法的効力の問題については、更に裁判所から明確にされるのを待たなければならない。

以上をまとめれば、「29号文」は国内保証国外貸付業務の要求と監督の注力を引き下げ、金融機関および企業の対外業務に利便をもたらした。関連企業は適度に関心を払い、業務において必要とする状況においては適切に利用することが望ましい。

（里兆法律事務所が2014年8月22日付で作成）